

設 備 工 事 成 績 評 定 書				契約番号				
				工事種別	電気		工事	
				監理方法	直 轄			
工事名称				検 査 日	令和6年3月30日			
工事場所				検 査 方 法	直接検査			
受注者名				検 査 評 定	氏 名	評 定 年 月 日		
現場代理人	A	主任技術者		主任監督員			令和6年3月30日	
工 期	自 令和5年6月1日 ~		完 成 日		総括監督員			令和6年3月30日
	至	当初	令和6年3月30日	令和6年3月30日		検 査 員	令和6年3月30日	
		最終	令和6年3月30日	工事概要				
請負金額	当初	円						
	最終	円						

評 価 項 目		評 価 区 分																						
		主任監督員評定					総括監督員評定						検査員評定											
		a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e				
1. 施工体制	I. 施工体制一般	1.0	0.5	0	-5	-10																		
	II. 配置技術者	3	1.5	0	-5	-10																		
2. 施工状況	I. 施工管理	4.0	2.0	0	-5	-10								5		2.5	0	-7.5	-15					
	II. 工程管理	4.0	2.0	0	-5	-10	2.0		1.0	0	-7.5	-15												
	III. 安全対策	5.0	2.5	0	-5	-10	3.0		1.5	0	-7.5	-15												
	IV. 対外関係	2	1	0	-2.5	-5																		
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	4.0	2.0	0	-2.5	-5								10	7.5	5	2.5	0	-10	-20				
	II. 品質	5.0	2.5	0	-2.5	-5								15	12	7.5	4	0	-12.5	-25				
	III. 出来栄え													5		2.5	0	-5						
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応									-														
5. 創意工夫	I. 創意工夫			-																				
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						10	7.5	5	2.5	0													
7. 加減点計		0.0 点					0.0 点						0.0 点											
8. 評定点計		26.0 (65+加減点)×0.4					13.0 (65+加減点)×0.2						26.0 (65+加減点)×0.4											
9. 法令遵守等							0 点																	
10. 評定点合計		65 点					[8. 評定点計(65.0 点) + 9. 法令遵守等 0.0 点]																	
所 見																								

凡例	評価必須項目
	工事により対象となる項目
	評価対象項目には加えない
	自動選択(施工プロセスチェックと運動)

評価項目	細目	項目 選択	監督員	評価対象項目																											
1. 施工体制	I. 施工体制一般	*		1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について×判定が無い。																											
		*		2 施工計画書を、工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出している。																											
		*		3 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。																											
		*	○	4 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。																											
		*		5 元請負人が下請負人の作業成果を検査している。																											
		*		6 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。																											
				7 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。																											
				8 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。																											
				9 工場製作期間における技術者を適切に配置している。																											
				10 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。																											
				11 その他()																											
				12 その他()																											
				13 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。																											
				14 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。																											
		<table border="1"> <tr> <td>該当項目合計</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>評価対象項目</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>評価値</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td>評定</td> <td>c</td> </tr> </table>	該当項目合計	1	評価対象項目	6	評価値	17%	評定	c	<table border="1"> <tr> <td>評価値が90%以上</td> <td>.....</td> <td>a</td> <td>施工体制が適切である。</td> </tr> <tr> <td>評価値が80%以上 90%未満</td> <td>...</td> <td>b</td> <td>施工体制がほぼ適切である。</td> </tr> <tr> <td>評価値が80%未満</td> <td>.....</td> <td>c</td> <td>他の評価に該当しない</td> </tr> <tr> <td>「13」の項目に該当</td> <td>.....</td> <td>d</td> <td>施工体制がやや不適切である</td> </tr> <tr> <td>「14」の項目に該当</td> <td>.....</td> <td>e</td> <td>施工体制が不適切である</td> </tr> </table> <p>●評価項目数が4項目以下の場合には評価値が90%以上でも評定をbとする。 ●評価項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。</p>	評価値が90%以上	a	施工体制が適切である。	評価値が80%以上 90%未満	...	b	施工体制がほぼ適切である。	評価値が80%未満	c	他の評価に該当しない	「13」の項目に該当	d	施工体制がやや不適切である	「14」の項目に該当	e	施工体制が不適切である
該当項目合計	1																														
評価対象項目	6																														
評価値	17%																														
評定	c																														
評価値が90%以上	a	施工体制が適切である。																												
評価値が80%以上 90%未満	...	b	施工体制がほぼ適切である。																												
評価値が80%未満	c	他の評価に該当しない																												
「13」の項目に該当	d	施工体制がやや不適切である																												
「14」の項目に該当	e	施工体制が不適切である																												
II. 配置技術者 (現場代理人等)		*	○	1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について×判定が無い。																											
				2 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。																											
		[現場代理人を評価する項目]																													
		*		3 現場代理人が工事全体を把握している。																											
		*		4 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。																											
		*		5 監督職員への報告連絡を適時及び的確に行っている。																											
		[監理(主任)技術者を評価する項目] ※特例監理技術者の指導により、監理技術者補佐が適正に実施した場合も評価するものとする。																													
		*		6 共通仕様書及び諸基準に基づき、工事書類を適切に作成し、提出又は提示している。																											
		*		7 契約書、設計図書、適用すべき諸基準を理解し、施工に反映している。																											
				8 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。																											
		*		9 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。																											
		*		10 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて適切な技術的判断を行っている。																											
				11 その他()																											
		12 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。																													
		13 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。																													
		<table border="1"> <tr> <td>該当項目合計</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>評価対象項目</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>評価値</td> <td>13%</td> </tr> <tr> <td>評定</td> <td>c</td> </tr> </table>	該当項目合計	1	評価対象項目	8	評価値	13%	評定	c	<table border="1"> <tr> <td>評価値が90%以上</td> <td>.....</td> <td>a</td> <td>技術者が適切に配置されている</td> </tr> <tr> <td>評価値が80%以上 90%未満</td> <td>...</td> <td>b</td> <td>技術者がほぼ適切に配置されている</td> </tr> <tr> <td>評価値が80%未満</td> <td>.....</td> <td>c</td> <td>他の評価に該当しない</td> </tr> <tr> <td>「12」の項目に該当</td> <td>.....</td> <td>d</td> <td>技術者の配置がやや不適切である</td> </tr> <tr> <td>「13」の項目に該当</td> <td>.....</td> <td>e</td> <td>技術者の配置が不適切である</td> </tr> </table> <p>●評価項目数が4項目以下の場合には評価値が90%以上でも評定をbとする。 ●評価項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。</p>	評価値が90%以上	a	技術者が適切に配置されている	評価値が80%以上 90%未満	...	b	技術者がほぼ適切に配置されている	評価値が80%未満	c	他の評価に該当しない	「12」の項目に該当	d	技術者の配置がやや不適切である	「13」の項目に該当	e	技術者の配置が不適切である
該当項目合計	1																														
評価対象項目	8																														
評価値	13%																														
評定	c																														
評価値が90%以上	a	技術者が適切に配置されている																												
評価値が80%以上 90%未満	...	b	技術者がほぼ適切に配置されている																												
評価値が80%未満	c	他の評価に該当しない																												
「12」の項目に該当	d	技術者の配置がやや不適切である																												
「13」の項目に該当	e	技術者の配置が不適切である																												

凡例	評価必須項目
	工事により対象となる項目
	評価対象項目には加えない
	自動選択(施工プロセスチェックと運動)

評価項目	細目	項目 選択	監督員	評価対象項目	
2.施工状況	I.施工管理	*	○	1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について×判定が無い。	
		*		2 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。	
			3 現場条件の変化に対して、適切に対応している。		
*			4 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。		
*			5 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。		
*			6 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。		
*			7 現場内の整理整頓を日常的に行っている。		
*			8 指定材料の品質証明書または写真等を保管している。		
*			9 工事打合せ簿を、過不足無く整理している。		
*			10 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。		
*			11 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。		
				12 その他()	
			13 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。		
			14 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。		
		該当項目合計	1	評価値が90%以上 …………… a 施工管理が適切である	
		評価対象項目	10	評価値が80%以上 90%未満 …… b 施工管理がほぼ適切である	
		評価値	10%	評価値が80%未満 …………… c 他の評価に該当しない	
		評 定	c	「13」の項目に該当 …………… d 施工管理がやや不適切である	
				「14」の項目に該当 …………… e 施工管理が不適切である	
				●評価対象項目数が4項目以下の場合にはb評価とする。	
				●評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。	
2.施工状況	II.工程管理	*	○	1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について×判定が無い。	
				2 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。	
		*		3 フォローアップを行っており、適切に工程を管理を行っている。	
		*		4 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない	
				5 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。	
				6 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。	
		*		7 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。	
		*		8 休日の確保を行っている。	
				9 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。	
					10 その他()
					11 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。
					12 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		該当項目合計	1	評価値が90%以上 …………… a 工程管理が適切である	
		評価対象項目	5	評価値が80%以上 90%未満 …… b 工程管理がほぼ適切である	
		評価値	20%	評価値が80%未満 …………… c 他の評価に該当しない	
		評 定	c	「11」の項目に該当 …………… d 工程管理がやや不適切である	
				「12」の項目に該当 …………… e 工程管理が不適切である	
				●評価対象項目数が4項目以下の場合にはb評価とする。	
				●評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。	

凡例	評価必須項目
	工事により対象となる項目
	評価対象項目には加えない
	自動選択(施工プロセスチェックと運動)

評価項目	細目	項目 選択	監督員	評価対象項目																			
2.施工状況	III.安全対策	*	○	1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について×判定が無い。																			
		*		2 災害防止協議会等を1回/月以上行っている。																			
		*		3 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。																			
		*		4 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。																			
		*	○	5 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。																			
		*		6 過積載防止に取り組んでいる。																			
		*		7 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。																			
		*		8 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。																			
				9 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。																			
				10 その他()																			
				11 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示(※)を行った。⇒d評価(やや不適切である)																			
				12 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示(※)に従わなかった。⇒e評価(不適切である)																			
<table border="1"> <tr> <td>該当項目合計</td> <td>2</td> <td>評価値が90%以上 ……………</td> <td>a 安全対策が適切である</td> </tr> <tr> <td>評価対象項目</td> <td>8</td> <td>評価値が80%以上 90%未満 ……</td> <td>b 安全対策がほぼ適切である</td> </tr> <tr> <td>評価値</td> <td>25%</td> <td>評価値が80%未満 ……………</td> <td>c 他の評価に該当しない</td> </tr> <tr> <td>評定</td> <td>c</td> <td>「11」の項目に該当 ……………</td> <td>d 安全対策がやや不適切であった</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>「12」の項目に該当 ……………</td> <td>e 安全対策が不備であった</td> </tr> </table> <p>●評価対象項目数が4項目以下の場合、評価値が90%以上でも評価をbとする。 ●評価対象項目数が2項目以下の場合、評定をcとする。 ●安全対策の不備により重大な災害を受けた場合(総括監督員評定「19」)は、評定をc～eとする。</p>				該当項目合計	2	評価値が90%以上 ……………	a 安全対策が適切である	評価対象項目	8	評価値が80%以上 90%未満 ……	b 安全対策がほぼ適切である	評価値	25%	評価値が80%未満 ……………	c 他の評価に該当しない	評定	c	「11」の項目に該当 ……………	d 安全対策がやや不適切であった			「12」の項目に該当 ……………	e 安全対策が不備であった
該当項目合計	2	評価値が90%以上 ……………	a 安全対策が適切である																				
評価対象項目	8	評価値が80%以上 90%未満 ……	b 安全対策がほぼ適切である																				
評価値	25%	評価値が80%未満 ……………	c 他の評価に該当しない																				
評定	c	「11」の項目に該当 ……………	d 安全対策がやや不適切であった																				
		「12」の項目に該当 ……………	e 安全対策が不備であった																				
	IV.対外関係	*	○	1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について×評定が無い。																			
		*		2 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。																			
		*		3 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。																			
				4 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。																			
		*		5 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。																			
		*		6 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。																			
				7 その他()																			
				8 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。																			
				9 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。																			
<table border="1"> <tr> <td>該当項目合計</td> <td>1</td> <td>評価値が90%以上 ……………</td> <td>a 対外関係が適切である</td> </tr> <tr> <td>評価対象項目</td> <td>5</td> <td>評価値が80%以上 90%未満 ……</td> <td>b 対外関係がほぼ適切である</td> </tr> <tr> <td>評価値</td> <td>20%</td> <td>評価値が80%未満 ……………</td> <td>c 他の評価に該当しない</td> </tr> <tr> <td>評定</td> <td>c</td> <td>「8」の項目に該当 ……………</td> <td>d 対外関係がやや不適切であった</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>「9」の項目に該当 ……………</td> <td>e 対外関係が不適切であった</td> </tr> </table> <p>●評価項目数が2項目以下の場合、評価をc、 ●評価対象項目数が4項目以下の場合、当該項目が90%以上でも評価をbとする。</p>				該当項目合計	1	評価値が90%以上 ……………	a 対外関係が適切である	評価対象項目	5	評価値が80%以上 90%未満 ……	b 対外関係がほぼ適切である	評価値	20%	評価値が80%未満 ……………	c 他の評価に該当しない	評定	c	「8」の項目に該当 ……………	d 対外関係がやや不適切であった			「9」の項目に該当 ……………	e 対外関係が不適切であった
該当項目合計	1	評価値が90%以上 ……………	a 対外関係が適切である																				
評価対象項目	5	評価値が80%以上 90%未満 ……	b 対外関係がほぼ適切である																				
評価値	20%	評価値が80%未満 ……………	c 他の評価に該当しない																				
評定	c	「8」の項目に該当 ……………	d 対外関係がやや不適切であった																				
		「9」の項目に該当 ……………	e 対外関係が不適切であった																				

凡例	評価必須項目
	工事により対象となる項目
	評価対象項目には加えない
	自動選択(施工プロセスチェックと連動)

評価項目	細目	項目選択	監督員	評価対象項目																			
3.出来形及び出来ばえ	I.出来形 機械設備工事			1 据付に関する出来高管理が、施工管理記録、写真等の資料により確認できる。 2 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 3 施工管理に係る撮影記録が写真撮影要領を満足している。 4 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 5 不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 6 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 7 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 8 受注者の管理基準に基づき管理している。 9 設計図書に定められている予備品に不足がない。 10 分解整備における既設部品等の磨耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 11 その他() 12 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 13 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。																			
	機械設備工事が電気設備工事のどちらかで評価する			<table border="1"> <tr> <td>該当項目合計</td> <td>0</td> <td>評価値が80%以上</td> <td>a 出来形管理が適切である</td> </tr> <tr> <td>評価対象項目</td> <td>0</td> <td>評価値が60%以上 80%未満</td> <td>b 出来形管理がほぼ適切である</td> </tr> <tr> <td>評価値</td> <td></td> <td>評価値が60%未満</td> <td>c 他の評価に該当しない</td> </tr> <tr> <td>評定</td> <td>c</td> <td>「12」の項目に該当</td> <td>d</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>「13」の項目に該当</td> <td>e</td> </tr> </table> <p>●評価対象項目数が5項目以下の場合は評価値が80%以上でも評定をbとする。 0</p> <p>●評価対象項目数が2項目以下の場合は評価をcとする。</p>	該当項目合計	0	評価値が80%以上	a 出来形管理が適切である	評価対象項目	0	評価値が60%以上 80%未満	b 出来形管理がほぼ適切である	評価値		評価値が60%未満	c 他の評価に該当しない	評定	c	「12」の項目に該当	d			「13」の項目に該当
該当項目合計	0	評価値が80%以上	a 出来形管理が適切である																				
評価対象項目	0	評価値が60%以上 80%未満	b 出来形管理がほぼ適切である																				
評価値		評価値が60%未満	c 他の評価に該当しない																				
評定	c	「12」の項目に該当	d																				
		「13」の項目に該当	e																				
3.出来形及び出来ばえ	I.出来形 電気設備工事			1 据付に関する出来高管理が、施工管理記録、写真等の資料により確認できる。 2 機器等の測定(試験)結果が、その都度施工管理記録に記録され、適切に管理している。 3 不可視部分の出来形を写真撮影している。 4 設計図書に定められていない出来高管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 5 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 6 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 7 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 8 測定機器のキャリブレーションを定期的実施している。 9 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 10 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 11 受注者の管理基準に基づき管理している。 12 その他() 13 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 14 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。																			
				<table border="1"> <tr> <td>該当項目合計</td> <td>0</td> <td>評価値が80%以上</td> <td>a 出来形管理が適切である</td> </tr> <tr> <td>評価対象項目</td> <td>0</td> <td>評価値が60%以上 80%未満</td> <td>b 出来形管理がほぼ適切である</td> </tr> <tr> <td>評価値</td> <td></td> <td>評価値が60%未満</td> <td>c 他の評価に該当しない</td> </tr> <tr> <td>評定</td> <td>c</td> <td>「13」の項目に該当</td> <td>d</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>「14」の項目に該当</td> <td>e</td> </tr> </table> <p>●評価項目数が7項目以下の場合は、評価値を80%以上でも評定をbとする。 0</p> <p>●評価項目数が2項目以下の場合は評定をcとする。</p>	該当項目合計	0	評価値が80%以上	a 出来形管理が適切である	評価対象項目	0	評価値が60%以上 80%未満	b 出来形管理がほぼ適切である	評価値		評価値が60%未満	c 他の評価に該当しない	評定	c	「13」の項目に該当	d			「14」の項目に該当
該当項目合計	0	評価値が80%以上	a 出来形管理が適切である																				
評価対象項目	0	評価値が60%以上 80%未満	b 出来形管理がほぼ適切である																				
評価値		評価値が60%未満	c 他の評価に該当しない																				
評定	c	「13」の項目に該当	d																				
		「14」の項目に該当	e																				

凡例	評価必須項目
	工事により対象となる項目
	評価対象項目には加えない
	自動選択(施工プロセスチェックと連動)

評価項目	細目	項目 選択	監督員	評価対象項目								
3.出来形及び出来ばえ	II. 品質 機械設備工事			[評価対象項目] 1 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)の内容が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 2 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 3 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 4 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 5 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 6 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 7 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。 8 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 9 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 10 設備の取扱説明書を適切に作成している。 11 完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 12 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。 13 設備の構造や機器の配置について、部品等の交換作業を容易にできる。 14 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 15 パルプ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 16 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 17 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 18 建造物の劣化状況をよく理解して、適切な対策を施していることが確認できる。 19 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 20 その他() 21 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 22 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。								
	機械設備工事が電気設備工事のどちらかで評価する			<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>該当項目合計</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>評価対象項目</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>評価値</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評定</td> <td>c</td> </tr> </table> <p>●評価項目数が9項目以下の場合は評価値が80%以上でも評定をbとする。 ●評価対象項目数が2項目以下の場合は評定はcとする。</p>	該当項目合計	0	評価対象項目	0	評価値		評定	c
該当項目合計	0											
評価対象項目	0											
評価値												
評定	c											
	II. 品質 電気設備工事			[評価対象項目] 1 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 2 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 3 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 4 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、正常に動作することが確認できる。 5 ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 6 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足していることが確認できるとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 8 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 10 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)している。 11 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 12 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできる。 13 その他() 14 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 15 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。								
				<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>該当項目合計</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>評価対象項目</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>評価値</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評定</td> <td>c</td> </tr> </table> <p>●評価項目数が9項目以下の場合は評価値が80%以上でも評定をbとする。 ●評価対象項目数が2項目以下の場合は評定はcとする。</p>	該当項目合計	0	評価対象項目	0	評価値		評定	c
該当項目合計	0											
評価対象項目	0											
評価値												
評定	c											

評価項目2

凡例	評価必須項目
	工事により対象となる項目
	評価対象項目には加えない。

評価項目	細目	評価	評価対象項目
5. 創意工夫	I. 創意工夫		<p>■施工</p> <p>1 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫</p> <p>2 コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫</p> <p>3 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫</p> <p>4 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫</p> <p>5 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫</p> <p>6 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫</p> <p>7 照明などの視界の確保に関する工夫</p> <p>8 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫</p> <p>9 運搬車両、施工機械等に関する工夫</p> <p>10 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫</p> <p>11 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫</p> <p>12 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫</p> <p>13 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫</p> <p>14 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫</p> <p>15 ICT工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階でICTを活用した工事 ※本項目は1点の加点とする</p> <p>16 ICT工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事 ※本項目は2点の加点とする</p> <p>17 特殊な工法や材料を用いた工事</p> <p>18 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事</p>
	理由:		<p>■品質</p> <p>19 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫</p> <p>20 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫</p> <p>21 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫</p> <p>22 配筋・溶接作業等に関する工夫</p>
	理由:		<p>■安全衛生</p> <p>23 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している ※本項目は2点の加点とする</p> <p>24 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)</p> <p>25 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫</p> <p>26 現場事務所、労働者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫</p> <p>27 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫</p> <p>28 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫</p> <p>29 厳しい作業環境の改善に関する工夫</p> <p>30 環境保全に関する工夫</p>
	理由:		<p>■働き方改革</p> <p>31 週休2日(4週8休以上)の確保に向けた企業の取り組みが図られている。</p> <p>32 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取り組みが図られている。 (具体的な取り組み内容)</p>
			<p>■その他</p> <p>33 その他()</p> <p>34 その他()</p> <p>35 その他()</p> <p>36 その他()</p> <p>37 その他()</p> <p>38 その他()</p> <p>39 その他()</p>
	記述評価 【〇マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】		<ul style="list-style-type: none"> ・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・原則として、説明資料(創意工夫・社会性等に関する実施状況)の提出がないものは評価しない。 ・評価は各項目において1つ〇が付されれば、1、2、3点で評価し、最大7点の加点評価とする。 ・評価する数と重みを勘案して評価する。 1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。 ・上記の考査項目の他に値する企業の工夫があれば、その他に具体的に内容を記載して加点する。
	該当項目合計	0	
	評点	0	小計(項目×1点or2点or3点)7点以内

評価項目2

凡例	<div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 15px; height: 15px; background-color: yellow; border: 1px solid black;"></div> 評価必須項目 </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 15px; height: 15px; background-color: cyan; border: 1px solid black;"></div> 工事により対象となる項目 </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 15px; height: 15px; background-color: yellow; border: 1px solid black;"></div> 評価対象項目には加えない。 </div> </div>
----	---

評価項目	細目	評価	評価対象項目
4.工事特性	I.施工条件等への対応 該当項目の概要を各項目下段理由欄に記載のこと		I 構造物の特殊性への対応 (一つ以上該当は4点の加点)
			1 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事
			2 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事
			3 制約条件等があり、施工頻度が特に高い工事
			4 その他()
			理由:
			II 厳しい自然・地盤条件への対応 (一つ以上該当は4点の加点)
			1 特殊な地盤条件への対応が必要な工事
			2 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事
			3 被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内・急傾斜地崩壊危険箇所での工事
			4 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事
			5 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事
			6 その他()
			理由:
			III 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 (一つ以上該当は6点の加点)
			1 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事
			2 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事
			3 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事
			4 現道上での交通規制に大きく影響する工事
			5 事故や火災発生直後等の緊急時に対応が特に必要な工事
	6 施工箇所が広範囲にわたる工事		
	7 その他()		
	理由:		
	IV 長期工事における安全確保への対応 (一つ以上該当は6点の加点)		
	1 12ヶ月を超える現場工期で、事故が無く完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く		

			2 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の受注者が複数ある工事
			3 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事
			4 その他()
			理由:
記述評価 【〇マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】			・工事特性は、最大20点の加点評価とする ・主任監督員が評価する「創意工夫」との二重評価はしない
	評点	0	小計20点以内

0

総括評定

凡例	評価必須項目
	工事により対象となる項目
	評価対象項目には加えない。

項目選択欄により評価対象としない項目は*を外す

評価項目	細目	項目 選択	総括	評価対象項目								
2. 施工状況	II. 工程管理			1 隣接する他の工事等との工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。								
				2 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。								
				3 工程管理を適切に行ったことにより、夜間工事の回避等を行い、工事による地域への影響を軽減させた。								
				4 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。								
				5 現場閉所による週休2日(4週8休以上)に取り組んだ。								
				6 災害復旧や、緊急工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。								
				7 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。								
				8 その他()								
				9 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った。								
				10 監督職員からの改善指示に従わなかった。								
				<table border="1"> <tr> <td>該当項目合計</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>評価点</td> <td>0</td> </tr> </table>	該当項目合計	0	評価	c	評価点	0		
該当項目合計	0											
評価	c											
評価点	0											
				該当項目が5項目以上 …………… a 優れている 該当項目が3項目以上4項目以下 …………… b やや優れている 該当項目が2項目以下の場合 …………… c 他の評価に該当しない 「9」の項目に該当する場合 …………… d やや劣っている 「10」の項目に該当する場合 …………… e 劣っている								
2. 施工状況	III. 安全対策			1 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。								
				2 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。								
				3 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。								
				4 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。								
				5 災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。								
				6 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。								
				7 その他()								
				8 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。								
				9 安全対策の不備により重大な災害を受けた。								
						<table border="1"> <tr> <td>当該項目合計</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>評価点</td> <td>0</td> </tr> </table>	当該項目合計	0	評価	c	評価点	0
当該項目合計	0											
評価	c											
評価点	0											
				該当項目が5項目以上 …………… a 優れている 該当項目が3項目以上4項目以下 …………… b やや優れている 該当項目が2項目以下の場合 …………… c 他の評価に該当しない 「8」の項目に該当する場合 …………… d やや劣っている 「9」の項目に該当する場合 …………… e 劣っている								
6. 社会性等	I 地域への貢献等			1 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。								
				2 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。								
				3 定期的に応報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。								
				4 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。								
				5 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。								
				6 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。								
				7 その他 理由:								
						<table border="1"> <tr> <td>該当項目合計</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>評価点</td> <td>0</td> </tr> </table>	該当項目合計	0	評価	c	評価点	0
		該当項目合計	0									
		評価	c									
評価点	0											
				該当項目が4項目以上 …………… a 優れている 該当項目が3項目 …………… a' bより優れている 該当項目が2項目 …………… b やや優れている 該当項目が1項目 …………… b' cより優れている 該当項目がない …………… c 他の評価に該当しない								
評価項目	細目	総括	法令遵守等の該当項目一覧表									

9.法令遵守等	I.法令遵守 理由:		措置内容	点数
			1 本件工事に関して入札参加停止3ヶ月以上又は入札参加除外	-10 点
			2 本件工事に関して入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-8 点
			3 本件工事に関して入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-6 点
			4 本件工事に関して入札参加停止要綱上の警告	-4 点
			5 本件工事に関して入札参加停止要綱上の注意喚起	-2 点
			6 文書注意	-4 点
			7 口頭注意	-2 点
			8 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	-1 点
		小 計	0	上記該当項目の最小点数
			9 契約の履行遅滞があった場合(なお、履行遅滞による減点はこの項目限りとし、上記措置内容(1~8)による減点を行わないものとする。)	-10 点
	評 点	0		

評価項目	細 目	総 括	技術提案の履行	点数
	II.総合評価方式			
総合評価落札 方式で公告した 工事	(1)技術提案 (提案項目の加算点 ベース)		1 達成率75%~100%未満	-3 点
			2 達成率50%~75%未満	-5 点
			3 達成率50%未満	-10 点
	(2)企業の施工能力 (工事成績)		4 70点未満工事成績点の実績について、申告を行わずその事実が落札決定以降に判明した場合	-5 点
	(3)配置技術者		5 配置技術者の担当工事成績の評価を受けた場合で、受注者が本工事の契約履行中に配置技術者の変更をし、その配置技術者が担当工事成績の評価に該当しない者を配置した場合	-5 点
	評 点	0		

凡例	評価必須項目
	工事により対象となる項目
	評価対象項目には加えない
	自動選択(施工プロセスチェックと連動)

評価項目	細目	項目 選択	検査員	評価対象項目
2.施工状況	I.施工管理	*		1 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査をおこなっていることが確認できる。
		*		2 施工計画書が工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。
		*		3 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。
				4 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書等を提出していることが確認できる。
		*		5 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。
		*		6 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。
		*		7 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。
		*		8 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。
				9 下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。
		*		10 品質証明体制が確立され、ISO9001又は品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。
		*		11 工事関係書類を過不足なく作成していることが確認できる。
				12 受注者の管理基準の設定、管理方法が工種ごとに明確であり、その内容に基づき管理していることが確認できる。
				13 その他()
				14 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。
				15 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		該当項目合計	0	評価値が90%以上 …………… a 施工管理が優れている
		評価対象項目	9	評価値が80%以上 90%未満 …… b 施工管理がやや優れている
		評価値	0%	評価値が 80%未満 …… c 他の事項に該当しない
		評 定	c	「14」の項目に該当 …………… d 施工管理がやや不備である
				「15」の項目に該当 …………… e 施工管理が不備である

●評価対象項目数が4項目以下の場合には評価値が90%以上でも評定をbとする。
●評価対象項目数が2項目以下の場合には評定をcとする。

凡例	主任監督員が評価した項目
	評価対象項目には加えない
	自動選択(主任監督員と連動)

3.出来形及び出来ばえ	I.出来形 機械設備工事			<p>1 据付に関する出来高管理が、施工管理記録、写真等の資料により確認できる。</p> <p>2 設備全体にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来高の確認ができる。</p> <p>3 施工管理に係る撮影記録が写真撮影要領を満足し、出来高の確認ができる。</p> <p>4 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。</p> <p>5 不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。</p> <p>6 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。</p> <p>7 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。</p> <p>8 受注者の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</p> <p>9 設計図書に定められている予備品に不足がないことが確認できる。</p> <p>10 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。</p> <p>11 その他()</p> <p>12 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p> <p>13 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が手直し指示を行った。</p>								
	機械設備工事が電気設備工事のどちらかで評価する											
				<table border="1"> <tr> <td>該当項目合計</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>評価対象項目</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>評価値</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評 定</td> <td>c</td> </tr> </table>	該当項目合計	0	評価対象項目	0	評価値		評 定	c
該当項目合計	0											
評価対象項目	0											
評価値												
評 定	c											
			0	<p>評価値が90%以上 …………… a 出来形管理が優れている</p> <p>評価値が80%以上 90%未満 … a' 出来形管理がより優れている</p> <p>評価値が70%以上80%未満 … b 出来形管理がやや優れている</p> <p>評価値が60%以上70%未満 … b' 出来形管理がcより優れている</p> <p>評価値が60%未満 …………… c 他の評価に該当しない</p> <p>「12」の項目に該当 …………… d 出来形管理がやや劣っている</p> <p>「13」の項目に該当 …………… e 出来形管理が劣っている</p> <p>●評価項目数が8項目以下の場合、評価値が90%以上でも評定をa'対象項目数が6項目以下の場合には評価値が80%以上でも評定をbとする。</p> <p>●評価対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。</p>								
	I.出来形 電気設備工事			<p>1 据付に関する出来高管理が、施工管理記録、写真等の資料により確認できる。</p> <p>2 機器等の測定(試験)結果が、その都度施工管理記録として記録され、適切に管理している。</p> <p>3 写真撮影要領の管理項目を満足している。</p> <p>4 不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。</p> <p>5 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。</p> <p>6 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認ができる。</p> <p>7 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。</p> <p>8 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設していることが確認できる。</p> <p>9 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。</p> <p>10 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>11 受注者の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</p> <p>12 その他()</p> <p>13 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p> <p>14 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が手直し指示を行った。</p>								
				<table border="1"> <tr> <td>該当項目合計</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>評価対象項目</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>評価値</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評 定</td> <td>c</td> </tr> </table>	該当項目合計	0	評価対象項目	0	評価値		評 定	c
該当項目合計	0											
評価対象項目	0											
評価値												
評 定	c											
			0	<p>評価値が90%以上 …………… a 出来形管理が優れている</p> <p>評価値が80%以上 90%未満 … a' 出来形管理がより優れている</p> <p>評価値が70%以上80%未満 … b 出来形管理がやや優れている</p> <p>評価値が60%以上70%未満 … b' 出来形管理がcより優れている</p> <p>評価値が60%未満 …………… c 他の評価に該当しない</p> <p>「11」の項目に該当 …………… d 出来形管理がやや劣っている</p> <p>「12」の項目に該当 …………… e 出来形管理が劣っている</p> <p>●評価項目数が9項目以下場合は、90%以上でも評定をa'評価、対象項目数が6項目以下の場合には評価値が80%以上でも評定をbとする。</p> <p>●評価項目数が2項目以下の場合には評定をcとする。</p>								

評価項目	細目	検査員	評価対象項目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ		1 主設備、関連設備、操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。
			2 きめ細かな施工がなされている。
			3 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。
			4 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。
			5 土木構造物、既設設備とのすりつけが良い。
			6 ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。
			7 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。
			8 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
			9 全体的な美観が良い。
		該当項目合計	0
評定	c		

項目別評定点内訳表

工事名称	0		
工事場所	0		
受注者名	0		
工期	令和5年6月1日	～	令和6年3月30日
契約金額	0 円		
完成年月日	令和6年3月30日	検査年月日	令和6年3月30日

評価項目		評点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	2.9 / 3.3
	II. 配置技術者	2.9 / 4.1
2. 施工状況	I. 施工管理	9.4 / 13.0
	II. 工程管理	6.1 / 8.1
	III. 安全対策	6.2 / 8.8
	IV. 対外関係	2.9 / 3.7
3. 出来形 及び出来栄え	I. 出来形	9.3 / 14.9
	II. 品質	9.4 / 17.4
	III. 出来栄え	6.5 / 8.5
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	3.3 / 7.3
5. 創意工夫	I. 創意工夫	2.9 / 5.7
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	3.2 / 5.2
7. 評定点計		65.0 / 100
8. 法令遵守等		0
評 定 点 合 計		65 / 100

工事名		0		工期	令和5年6月1日 ~ 令和6年3月30日		請負金額	0 円		受注者	0		現場代理人	A		監督員							
No.	項目 細別	確認項目	チェックリスト一覧	(目安)	チェック時期													判定	備考				
					着事前	施工中											完成時						
31	2. 施工状況	I 施工管理	○ 設計図書の照査等	契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。	着事前、 施工時適宜																		
32				現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。	着事前、 施工時適宜																		
33		○ 施工計画書		施工(変更を含む)に先立ち、提出し、所定の項目が記載されている。	着事前、変更時																		
34				記載内容と現場施工方法と一致している。	施工時適宜																		
35				記載内容と現場施工体制が一致している。	施工時適宜																		
36				記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。	着事前、変更時																		
37		○ 施工管理 ・ 材料管理		工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。	施工時適宜																		
38				・ 出来形、品質管理	品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。	施工時適宜																	
39					日常の出来形、品質管理が書面に確認できる。	施工時適宜																	
40		・ 現場環境改善等		特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等より評価されるものがある。	施工時適宜																		
41				○ 検査(確認を含む) 及び立会い等の調整	監督員の立合いにあたって、あらかじめ確認書・立会願を提出している。	施工時適宜																	
42	段階確認の確認時期が、適切である。	施工時適宜																					
43		○ 工事の着手		工事着手を確認した(特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合は、その期日までに工事着手したことを確認した)。	着手時																		
44		○ 支給材料及び貸与品		受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしている。	施工時適宜																		
45		○ 建設副産物 及び建設廃棄物		請負者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。	施工時適宜																		
46				再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。	施工時適宜																		
47		○ 指定建設機械類の確認		指定建設機械(排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械)を使用している。	施工時 1回程度																		
48	II 工程管理	○ 工程管理		フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。	施工時適宜																		
49				現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。	施工時適宜																		
50				現場の休日の確保を行った記録が整理されている。	施工時適宜																		
51	III 安全活動	○ 安全対策		災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。	施工時適宜																		
52				店社パトロールを実施し、記録がある。	施工時 1回/月程度																		
53				研修・訓練等を実施し、記録がある。	施工時適宜																		
54				安全巡視、TBM、KY 等を実施し、記録がある。	施工時適宜																		
55				新規入場者教育を実施し、記録がある。	施工時適宜																		
56				過積載防止に取り組んでいる記録がある。	施工時適宜																		
57				使用機械、車輛等の点検整備等が管理され、記録がある。	施工時 1回/月程度																		
58				重機操作で、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。	施工時適宜																		
59				山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。	施工時適宜																		
60				足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。	施工時適宜																		
61				保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。	施工時適宜																		
62		○ 安全パトロール の指導事項の処理		各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には是正報告した記録がある。	施工時適宜																		
63	IV 対外関係	○ 関係機関等		関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。	施工時適宜																		
64				地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。	施工時適宜																		
65				隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。	施工時適宜																		

○ 「施工プロセス」チェックリスト(案)は、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督員等が確認する。

○ チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した年月を記入する。備考欄には改善通知、改善指示及びその是正状況等を記入する。 記入例: 入力「2022/6」⇒表示「R4.6」